

スチュワードシップ活動に関する自己評価(要約版)

原則	自己評価(2017年度)
<p>1 スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定と公表</p>	<p>●アセットマネジメントOne(以下、当社は)、スチュワードシップ責任を適切に果たすことが、日本の経済・社会に豊かな実りをもたらすと確信しており、スチュワードシップ・コードへの取組方針に基づく活動を実施しております。</p> <p>●本年度は、スチュワードシップ活動の高度化に向け、体制強化(責任投資部の増強)、スチュワードシップ・コードへの当社取組方針の見直し(2017年6月当社ウェブサイトへ公表)、議決権行使ガイドラインの改定(2018年4月当社ウェブサイトへ公表)を実施いたしました。</p> <p>●スチュワードシップ・コードへの当社取組方針の見直しでは、全原則にコンプライアするとともに、資産運用業界のフロントランナーとしてベストプラクティスを目指してきた取組みを踏まえ、「利益相反管理の高度化」「議決権行使における個別結果の公表」「パッシブ運用におけるエンゲージメント活動」「スチュワードシップ活動の自己評価」などについて改定いたしました。</p> <p><今後の課題></p> <p>●社会の要請や外部環境の変化を注視しながら、適切な方針変更が実施できる体制の維持強化が今後の課題と認識しております。</p>
<p>2 利益相反管理の明確な方針の策定と公表</p>	<p>●当社は、スチュワードシップ活動に際して、お客様の利益を第一として行動しております。</p> <p>●スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使においては、全議案について、当社議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づいて指図を行っております。</p> <p>●本年度は、スチュワードシップ・コードへの当社取組方針の改定に合わせて、議決権行使に関する利益相反体制を強化(情報遮断の実効性を高めるため、内部通報制度の設置、コンプライアンス担当部署による議決権行使結果のモニタリング体制の構築・牽制機能の整備、親会社等との間の人事異動制限、議決権行使諮問会議の新設)し、厳格に利益相反を管理いたしました。</p> <p><今後の課題></p> <p>●利益相反管理方針の役職員への徹底および厳格な運営、コンプライアンス部署によるモニタリングを継続してまいります。</p>
<p>3 投資先企業の状況的確な把握</p>	<p>●当社では、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、株式市場全体の底上げを目的とするパッシブ運用、リターン拡大を目的とするアクティブ運用それぞれの視点に応じて、投資先企業の課題を6つに類型化(企業戦略、業績、資本構造、ガバナンス、社会・環境、その他事項)把握しております。</p> <p>●パッシブ運用、アクティブ運用それぞれの視点から選定したエンゲージメント重点企業については、事前に設定した課題に対し、マイルストーン管理を行い、四半期毎に責任投資委員会に報告し、取組みの実効性を確認しております。</p> <p>●ESG課題については、外部のESG評価機関の評価に加え、本年度は、新たに「ESG対話用スコア」(株価との連動性の高いESG項目をスコア化)を開発し、非財務情報の把握力を高めました。</p> <p>●投資先企業の不祥事に対しては、ESGアナリスト、議決権行使専任担当者、リサーチアナリストが連携し、問題の所在並びに株主価値への影響等早期の実態究明に努めました。</p> <p><今後の課題></p> <p>●社会の要請や外部環境の変化などを注視しながら、投資先企業が抱える課題を適切に把握してまいります。</p>
<p>4 投資先企業との認識の共有と問題の改善</p>	<p>●当社では、投資先企業が抱える課題を事前に調査・分析し、エンゲージメントを通じた認識の共有を図っております。</p> <p>●特に、企業価値向上とその持続的な成長の基盤となるESGに関しては、投資先企業のESG課題を資料にして提示することにより、認識の共有を強固なものとし、課題解決に向けたエンゲージメントを実施しております。</p> <p>●本年度より、パッシブ視点でエンゲージメント重点企業を選定するプロセスを独立させ、ESGアナリストの拡充とともに、パッシブ視点のエンゲージメント重点企業を前年度の120社(TOPIXウエイト14%)から本年度160社(同31%)に増加させました。パッシブ視点のエンゲージメント重点企業は、従来からの低ESG評価企業、低ROE企業に加え、当社独自のESGテーマを設定し選定しております。</p> <p>●ガバナンス課題については、当社の議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づく議決権行使結果のフィードバックを強化いたしました。</p> <p>●当社のESGに対する考え方やパッシブ視点のエンゲージメント活動内容について、証券アナリストジャーナル2018年1月号に論文「エンゲージメントを通じたESGの推進」を発表いたしました。</p> <p><今後の課題></p> <p>●温室効果ガス排出量が多い企業に対して、グローバルな投資家が連携してエンゲージメントを行うイニシアティブClimate Action100+への対応等ESG課題の解決を促す取組みを強化してまいります。</p>
<p>5 議決権行使結果の公表と投資先企業の持続的成長に資する工夫</p>	<p>●当社では、投資先企業の持続的な企業価値向上を通じた株主利益の最大化を目的として、全ての保有株式について当社議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づき、投資先企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上で賛否判断を実施しております。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案は、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用しております。</p> <p>●本年度より、議決権行使結果については、全体の集計結果に加えて、個別結果(個別企業の議案毎の行使結果)も四半期毎に当社ウェブサイトにて公表を開始いたしました。</p> <p>●議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準を改定し、当社ウェブサイトにおいて公表いたしました。</p> <p><今後の課題></p> <p>●コーポレートガバナンスに関連する法制度・諸規則の変更やそれらに対する議論を踏まえた議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準の適切な見直しを継続してまいります。</p> <p>●議決権行使とエンゲージメントのリンケージ強化を更に図ってまいります。</p>
<p>6 顧客・受益者への報告</p>	<p>●当社では、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使など、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況を顧客・受益者に対し適切に報告しております。</p> <p>●本年度より、議決権行使結果については、全体の集計結果に加えて、個別結果(個別企業の議案毎の行使結果)も四半期毎に当社ウェブサイトにて公表を開始いたしました。</p> <p>●年金基金等アセットオーナー向けの個別報告では、議決権行使の判断事例やエンゲージメントにおける対話事例も含め、詳細な資料を提出しております。</p> <p>●顧客・受益者並びに投資先企業を対象に、当社のスチュワードシップ活動をより一層ご理解いただけるよう、スチュワードシップ活動に係る年次報告の作成に着手いたしました。</p> <p>●なお、本年度は、議決権行使結果及びエンゲージメント活動記録を全てデータベース化し、投資先企業への議決権行使結果のフィードバックやエンゲージメント重点企業のマイルストーンチェック、並びに顧客・受益者向け報告書の作成に活用しております。</p> <p><今後の課題></p> <p>●スチュワードシップ活動に係る年次報告の作成等、より分かりやすい情報開示に努めてまいります。</p>
<p>7 スチュワードシップ活動のための実力向上と自己評価の公表</p>	<p>●当社では、スチュワードシップ活動の実効性向上のため、四半期毎に責任投資委員会へ報告し、各原則の実施状況を省みることで、取組みの改善を図り、責任ある投資家としての実力向上に努めております。</p> <p>●本年度は、ESGアナリストおよび議決権行使専任担当者を増員し、体制を強化いたしました。</p> <p>●エンゲージメント活動に関する定期的なPDCAの実施、エンゲージメント活動の人事評価への反映によるモチベーション向上、チーフESGアナリストが主導する社内勉強会などスキル向上に努めております。</p> <p>●更に、スチュワードシップ活動に係る各種外部団体から国内外の情報をタイムリーに入手するとともに、経済産業省、環境省等主催の各種協議会への参加や社会・環境課題をテーマに大学研究者との意見交換も実施し、産学官連携によるESG課題解決に向けた取組みも強化いたしました。</p> <p>●本年度の自己評価結果については、当社ウェブサイト及びスチュワードシップ活動に係る年次報告において公表します。</p> <p><今後の課題></p> <p>●資産運用業務に関する経験豊富な人材の配置など、継続的な経営資源の投入を通じ、社会・環境問題等中長期的な視点からの課題把握に努め、投資先企業が抱える課題の解決を促す取組みを強化してまいります。</p>